

## ○都市公園条例

### (行為の禁止)

第8条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採集すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) たき火又は危険のおそれがある行為をすること。
- (9) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (10) その他都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

### (行為の制限)

第9条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長(別表第1に掲げる都市公園(猿島公園及び佐島の丘第4公園を除く。))又は別表第1の2に掲げる都市公園(水泳プールに限る。))における第2号に掲げる行為にあつては指定管理者。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項の規定に基く許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

## ○猿島公園管理要領

### (禁止行為)

第4条 条例施行規則第2条の2第3号に規定するその他都市公園の管理上支障があると認められる行為は、公園内における次に掲げる行為とする。

ただし市長が理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 参加者を募って写真・映像等の撮影(撮影会)をすること。
- (2) 多数の人員で公園の一部を占有し、被写体(人物等)を撮影すること。
- (3) テントを設置すること。(ペグ等で地面に固定せず、かつ他の公園利用者の迷惑とならない場合は除く。)
- (4) 他の公園利用者の迷惑となる音量を流すこと。
- (5) 大音量を流すための音響機器(DJブース等)を設置・使用すること。
- (6) 海水浴場指定区域以外で遊泳すること。
- (7) 海水浴場の開設期間以外に水浴又は遊泳すること。
- (8) 燃料(炭・ガス等)を使用するコンロ類又は燃料(炭・ガス等)の持ち込みをすること。
- (9) 指定場所以外で喫煙すること。
- (10) 管理棟2階のテラスを占有使用すること。
- (11) 管理棟休憩室を占有使用すること。
- (12) 管理棟休憩室内で飲酒すること。

- (13) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害すること。
- (14) 展示物のき損又は移動等すること。
- (15) ドローン等を離着陸させること又は使用すること。
- (16) 宿泊すること。
- (17) 園路や史跡の上に物を設置すること。
- (18) 著しく猿島の景観や雰囲気や損なう行為をすること。
- (19) その他都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

## ○神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則

### 別表第2（第5条関係）

#### 1 海水浴場及びその他の遊泳場の管理運営の基準

(1) 掲示板に表示する利用者の遵守事項は次に掲げるとおりとし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。

ア 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者及び酒に酔っている者は、水浴し、又は遊泳しないこと。

イ 瓶、缶その他汚物をごみ容器等以外の所に捨てないこと。

ウ 遊泳区域を標示する標旗、浮き等を移動し、又は損壊しないこと。

エ 遊泳区域内においてボート等を使用しないこと。

オ もり、水中銃その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある器具を海水浴場又はその他の遊泳場内において使用し、又は遊泳区域内において携帯しないこと。

カ 海水浴場にあつては、喫煙専用区域以外の場所で喫煙しないこと。

キ 危険な行為をしないこと。

ク 危険水域の標旗のある水域内に入らないこと。

ケ 海水浴場又はその他の遊泳場の開場時間外及び海水浴場又はその他の遊泳場の設置者が水浴し、又は遊泳することが危険又は不相当と認めるときに水浴し、又は遊泳しないこと。

コ 他人の迷惑になる行為をしないこと。

サ その他公衆の衛生及び安全を損なうような行為をしないこと。